平成２１年（フ）第１０９号
茨城県石岡市正上内11―11　カーサ・デ・アンジェロ201号、住民票上の住所茨城県小美玉市羽刈609番地８
債務者　横關　竜一
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８号
茨城県土浦市真鍋新町３丁目11番サンシャイン新真鍋304号室、住民票上の住所東京都足立区東和２丁目20番７号　第二みつやビル503
債務者　圷　　隼一
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５号
富山県高岡市角75番地16
債務者　片山　修三
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１１９号
富山県高岡市戸出町２丁目２番20号　北電寮
債務者　鈴木　正実
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１３５号
富山県高岡市福田六家230番地　東五位市営住宅Ｂ棟106号
債務者　佐渡佳代子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１６９号
長野県木曽郡木曽町日義4518番地２
債務者　柴原　大樹
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１７０号
長野県木曽郡木曽町日義4518番地２
債務者　柴原みゆき
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１７１号
長野県安曇野市三郷温259番地１コーポカミニートＢ11
債務者　橋口　英志
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第７４号
岐阜県加茂郡七宗町神渕3344番地
債務者　長谷部廣子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１１８号
三重県松阪市嬉野中川新町２丁目48番地
債務者　浅野　智賀
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２３号
三重県津市柳山津興1622番地２
債務者　新井千賀子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３号
三重県伊賀市上野農人町498番地
債務者　**荒**木　　理
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第６９６号
京都府宇治市木幡南山畑19番地の２　サーパス宇治木幡第２・202号
債務者　木下　聡美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８６０号
京都市西京区御陵北山町16番地10
債務者　池本真理子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９４０号
京都市中京区釜座通丸太町下る桝屋町163番地　レジデンスＭＴ403号
債務者　坂根　礼子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９４１号
京都市左京区田中馬場町151　養正市営住宅７棟302号、住民票上の住所京都市左京区高野清水町129番地36
債務者　大澤　　繁
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９８１号
京都市山科区小野弓田町30番地26
債務者　久米　照美（旧姓原）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係